

令和 6 年度

養育費に関する保証契約保証料支援事業補助金のご案内

安中市ではひとり親家庭の親（現に子を扶養している方）が、
養育費を継続して受け取れるよう支援するため
養育費保証契約に係る保証料を補助しています。

対象者

安中市に住所を有するひとり親家庭の父又は母で、次のすべてを満たす方

- ① 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ② 養育費の取決めに係る公正証書を有している方
- ③ 保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ④ 過去に同様の補助金(他自治体の同様の趣旨の補助金を含む)の交付を受けていない方

補助対象

保証会社等と養育費保証契約を締結するときに、補助対象者が負担した初回の保証料
(令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に締結された契約に限る)

補助額

補助対象として対象者が支出した額(上限5万円)

必要書類

次の書類を持参し、ご来庁ください

(書類については、原本をご持参ください。)

- ① 補助金交付申請書
- ② 運転免許証等の公的身分証明書
- ③ 児童扶養手当証書

※児童扶養手当を受給していない場合は、以下の書類

- 申請者及び補助の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
- 世帯全員の住民票

- ④ 補助対象経費の領収書等又はクレジット契約証明書(クレジット支払)

※領収書・クレジット契約証明書に記載していなければならないもの(郵便局及び官公署が発行する領収書を除く。)

- 宛先(申請の氏名) ○領収年月日 ○領収金額
- 取引内容(但し書き) ○領収者の住所・氏名 ○領収印

- ⑤ 養育費の取決めに係る公正証書等
- ⑥ 保証会社等と契約を締結した養育費補償契約書
- ⑦ 申請者本人名義の口座がわかる書類(通帳等)

交付申請期限

令和7年4月30日

(養育費保証契約を締結した日の属する年度の翌年度の4月30日)



【お申込み・問合せ】 安中市役所 保健福祉部福祉課 福祉相談係 (旧庁舎 1F)

月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

電話: 027-382-1111 (内線 1194)